

Title	「フランスの金融構造と金融改革」へのコメント
Sub Title	Comments on T. Nakagawa
Author	細田, 衛士 竹森, 俊平
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1992
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.84, No.4 (1992. 1) ,p.841(99)- 842(100)
JaLC DOI	10.14991/001.19920101-0099
Abstract	
Notes	小特集：経済学会コンファレンス：金融システムの国際比較
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19920101-0099

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

「フランスの金融構造と金融改革」へのコメント

細 田 衛 士
竹 森 俊 平

およそ理論志向的な切り口から先進資本主義国の経済機能を見るかぎり、まず目に映るのは資本主義経済ないし市場経済の普遍的側面であろう。しかし一方、制度という切り口から同じ対象をながめると、見え方は相当に異なるものである。この場合まず見えてくるのは、異質性・特殊性であろう。このことはまさに各国の金融の状況にもあてはまるといえるのであろう。

中川氏の論文は、極めて明快にそして簡潔にフランスの金融制度の特殊性を明らかにしている。確かに金融制度の在り方に関して、アングロサクソンのか、大陸のか、と言うような区別をすることは可能かも知れない。しかし既に明らかになっているように、ドイツとフランスの金融制度には相当の隔たりがあるようである。極論すれば、いずれの国の金融制度も特殊であると言ええるのかも知れない。

しかし中川氏の論文も明らかにしているように、状況は変化している。フランスの場合、国債の大量発行により従来の閉鎖的な金融制度では新しい状況に対応できなくなったのである。また、英国のビッグバン以来競争的要因からの制度改革圧力は強まる一方であった。さらにECの市場統合は間近に迫っている。金融自由化の波は世界の流れであり、官僚統制色強いフランスと言えどもその例外たりえないのである。

もしこのことが事実とするならば、ここに次のような疑問が生じる。この金融自由化の流れのなかで、世界各国の金融制度は同じものにコンバージ（収束）するのであろうか。それともフランスの場合フランス的な特徴が生き残るのであろうか。もしフランス的なものが残るとすればそれは何なのであろうか。財の市場における「製品の差別化」の類推からすれば、「金融商品の差別化」によってフランス市場の特殊性は生き残るかもしれない。

あるいは、ECの市場統合のからみからすれば、ヨーロッパ型金融制度といったものが構築されるのであろうか。中川氏の論文では、証券取引の市場集中に関する英国とフランスとの対立が触れられている。この場合、フランスのシステムがヨーロッパの「大陸型」金融システムの原形となり、世界の金融システムは「アングロサクソン型」と「大陸型」の2極分解するかもしれない。

単にアングロサクソンのか大陸のかという通常なされる区別もそれなりに意味のあることなのかもしれない。しかし自由化の流れを見据えると、制度のコンバージは今後の議論の極めて興味深い

対象となるものと思われる。

次に疑問となるのは、金融セクターと非金融セクターとの関係である。およそいかなる国であっても、一方のセクターは極めて開放的（open）であるが他方は全く閉鎖的（closed）であるということはない。一方の自由化は、遅かれ早かれ他方の自由化をもたらすものと考えられる。たとえば我が国の金融自由化の場合、フランスと同様国債の大量発行に伴う金融制度の改革といった側面があったのも事実である。しかしこれが金融の自由化として受け入れられ、かつ根付き初めたのは、経済の実物面の充実ということがあればこそそのことであろう。

日本の企業は、2つの石油危機をスリム・ダウンによって乗り越えたあとは、再び収益構造を充実させ、資金調達面でも銀行に以前より従属しなすむようになった。国債の大量発行がなかったとしても、金融のうちなる自由化とともに外なる自由化もいずれは進むことになったであろう。

さてフランスの場合、状況はどうなっているのであろうか。銀行の産業支配は日本の場合よりも更に強かったように思われる。その中でやはり企業は着実にエクイティファイナンスを強めているのである。このことは、フランスの企業が財務構造面で充実化し、3大銀行の支配を脱し、独立性を獲得したことを意味するのであろうか。もしそうであるとするならば、今までのフランスの行政—金融セクター—非金融セクターの関係に革新的なことがおこっているともいえるのではないだろうか。そして、誤解を恐れずにいえば、ここでもアングロサクソン型への移行が起こりつつあるのではなかろうか。

論文の指摘にもあるように、フランスの金融制度改革は、フランスに近い大陸諸国のいわばモデルともなりうるものである。以上に挙げた面でフランス型がアングロサクソン型に何らかの形でコンバージしてゆけば、一方アングロサクソンの国々の金融制度も今後一層の自由化へと変革してゆくように思われる。（たとえば、アメリカにおける州単位の業務規制の廃止などが今後問題になろうし、またユニバーサルバンキングへの動きがアメリカでも強くなってゆくことも考えられる。）その場合、ヨーロッパ型の金融制度と異なった形のを形成するのはそれほど困難ではないかもしれない。この意味で、著者も述べているとおりフランスの金融改革は極めて興味深い実験と言えるであろう。

細田 衛 士（経済学部助教授）

竹森 俊 平（経済学部助教授）